

埼玉県公安委員会告示第211号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年12月16日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 実施日時

令和7年2月28日（金）午前9時30分から午後3時までの間

2 実施場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県庁第二庁舎地下1階会議室

3 審査種別及び級並びに審査対象者

審査は、次に掲げる審査種別及び級に応じ、それぞれに定める審査対象者に対し行うものとする。

(1) 施設警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）
に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

4 審査定員

合計60人

5 審査申請手続

(1) 審査申請書等の提出

ア 提出日時

令和 7 年 1 月 27 日（月）から 1 月 31 日（金）までの、各日午前 9 時から午後 4 時 15 分
までの間とし、定員（合計 60 人）になり次第締め切る。

なお、提出場所において直接提出することとし、郵送等による提出は認めない。

イ 申請場所

次のいずれかとする。

(ア) 住所地（埼玉県内に限る。）を管轄する警察署生活安全課

(イ) 警備員として所属する営業所の所在地（埼玉県内に限る。）を管轄する警察署生活
安全課

(ウ) 旧規則に係る合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた警察署生活安全
課（埼玉県内の警察署に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 審査申請書（検定規則附則別記様式） 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 セン
チメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日
を記載したもの） 1 枚

(ウ) 旧合格証の写し 1 通

(エ) その他（埼玉県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者が、交付を受けた警
察署生活安全課に申請する場合を除く。）

a 埼玉県内に居住する者は、住民票の写し等住所地を疎明する書面 1 通

b 警備員として埼玉県内の営業所に所属し、かつ、埼玉県内に居住する者は、所属証明書等その者が営業所に属することを疎明する書面又は住民票の写し等住所地进行疎明する書面のいずれか 1 通

c 警備員として埼玉県内の営業所に所属し、かつ、埼玉県外に居住する者は、所属証明書等その者が営業所に属することを疎明する書面 1 通

(2) 申請手数料

審査申請書提出の際、4,700円の手数料を原則としてキャッシュレス決済の手段により納付すること。

なお、納付した手数料は返還しない。

7 審査受験時の服装及び携行品

(1) 服装については、運動に適したものとする。

(2) 携行品については、筆記用具（黒色ボールペン）及び旧合格証とする。

なお、審査受験時に旧合格証を持参しなかった者に対しては、学科試験及び実技試験を実施しない。

8 合否発表等

(1) 学科試験及び実技試験の合否の発表は、審査当日、実施場所において行う。

(2) 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

9 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験のいずれも合格基準に達した者に対しては、審査の種別及び級に係る成績証明書を交付する。

10 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話048-832-0110 内線3203又は3204）